（固定資産税に関する経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の地方税法施行規則附則第六条第三十五項の規定は、平成二十五年四月一日以後に取得される同項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得されたこの省令による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十八項に規定する国土交通大臣の証明がされた車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

**第三条**　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十三」を「第四十八条の九の十四」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方税法施行令の項中「、第十二条の二第八項」を削る。

**○総務省令第三十八号**

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十四条、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第十三条、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二十条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十七条、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第六条の十三、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十一条及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条の規定に基づき、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日　総務大臣　新藤　義孝

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正）

**第一条**　次に掲げる省令の規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

一　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）第三条第一号

二　水源地域対策特別措置法第十三条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十三号）第三条

三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第一項第一号

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

**第二条**　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一項第一号イを次のように改める。

イ　法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成二十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

(1)　製造業又は旅館業　五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十二項に規定する資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあっては二千万円とする。）以上のもの

(2)　情報サービス業及び第一条に掲げる事業　五百万円以上のもの

第一条第一項第二号及び第三号中「対象設備設置者」を「特別償却設備設置者」に、「新設し、又は増設した次項に規定する対象設備」を「特別償却設備」に改め、同条第二項を削り、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（法第二十条に規定する総務省令で定める事業）

**第一条**　離島振興法（以下「法」という。）第二十条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　有線放送業

二　インターネット附随サービス業

三　次に掲げる業務（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第六条の十三第一号ハに規定する方法により行うものに限るものとし、情報サービス業及び前二号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

**第三条**　半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　事業税　法第二条第四項の規定による国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の公示の日（その日が昭和六十一年六月二十七日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成二十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号又は第四十五条第二項の表の第一号の規定の適用を受ける設備（法第十七条に掲げる事業の用に供するものに限る。）であって、取得価額の合計額が五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十二項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあっては千万円とし、資本金の額等が五千万円超